

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔 鳳泰ほか10名

被告 国

準備書面 (14)


平成23年9月6日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中


被告指定代理人


森 寿 明 


佐藤 昌 永 


小野 啓 一 

古平 充 

長野 将 光 

山崎 智 章 

小川 寛 人 

小林 麻 紀 

岡 部 大 介



目 下 正 寿



第1	本件追加開示決定に至る経緯等	8
第2	本件追加開示決定の内容等	9
1	沢田，林両国主席代表の会談（文書316・乙第23号証，番号23）	9
2	抑留者相互釈放実施計画に関する日韓間第五打合せ会議（文書414・乙第88号証，番号4）	9
3	文化財保護委庶務課長来訪の件（文書574・乙第29号証，番号2）	10
4	日韓交渉報告（基本関係部会）（文書692・乙第53号証，番号14）	10
5	武内次官，崔徳新韓国親善使節団長会談記録（文書714・乙第28号証，番号4）	10
6	日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事のニュースソース（文書807・乙第90号証，番号6）	11
7	現段階における日韓会談漁業委対策（文書813・乙第91号証，番号7）	11
8	在日韓国人の法的地位に関する委員会第6回非公式会談（文書945・乙第92号証，番号8）	11
9	日韓会談第七回基本関係委員会議事要録・議事録（文書979・乙第45号証，番号2）	11
10	日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録（文書1046・乙第94号証，番号10）	12
11	日韓国交正常化交渉の記録（再開第6次会談）（文書1126・乙第113号証，番号34）	12
12	日韓国交正常化交渉の記録（第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル）（文書1127・乙第56号証，番号18）	12

13	日韓予備交渉（第49～50回会合）（文書1170・乙第98号証，番号15）	13
14	日韓会談請求権問題に関する非公式会談結果報告（文書1189・乙第100号証，番号17）	13
15	在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決（文書1276・乙第120号証，番号42）	13
16	在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決（文書1277・乙第121号証，番号43）	14
17	日韓間抑留者相互釈放問題（文書1296・乙第122号証，番号44）	14
18	対韓経済協力実施上の問題点について（文書1364・乙第284号証，番号139）	14
19	対韓経済協力について（文書1371・乙第289号証，番号144）	15
20	日韓会談に対する韓国首席代表の考え方（文書1409・乙第128号証，番号51）	15
21	高杉代表の発言問題（文書1422・乙第130号証，番号53）	15
22	日韓会談に関する韓国紙の観測（文書1424・乙第131号証，番号54）	16
23	第7次漁業交渉 資料20 漁業協定関係擬問擬答（文書1457・乙第60号証，番号23）	16
24	藤山大臣，ダレス国務長官会談（文書1484・乙第133号証，番号56）	16
25	国務次官補に対する要望事項（文書1485・乙第134号証，番号57）	16
26	アジア局執務月報（抄）（昭和33年2～12月）（文書1515・乙第135	

号証, 番号58)	17
27 韓国向け冷凍貨物船輸出 (文書1604・乙第139号証, 番号62)	17
28 海産物の韓国よりの輸入および漁船の対韓輸出の現状 (文書1606・乙第140号証, 番号63)	17
29 日韓問題に関する各種会談 (文書1618・乙第143号証, 番号66)	18
30 日韓両国間の基本関係調整に関する方針 (昭和26年10月) (文書1627・乙第145号証, 番号68)	19
31 日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項 (昭和26年11月) (文書1629・乙第146号証, 番号69)	19
32 日韓問題に関する定例打合会 (第1～8回) (昭和26年12月) (文書1631・乙第147号証, 番号70)	20
33 日本側代表団打合せ (第3回) (昭和27年3月) (文書1638・乙第150号証, 番号73)	20
34 柳参事官と会談 (文書1670・乙第151号証, 番号74)	21
35 北東アジア課長と在京米大使館書記官との会談 (文書1678・乙第152号証, 番号75)	21
36 外務次官と前駐韓米大使との会談 (文書1682・乙第153号証, 番号76)	21
37 バーネット国務次官補代理の内話 (文書1684・乙第154号証, 番号77)	21
38 バンディ米国務次官補との会談 (文書1685・乙第155号証, 番号78)	22
39 北東アジア課長と在京米大使館書記官との会談 (文書1691・乙第157号証, 番号81)	22

40	外務審議官と在韓米大使館参事官との会談(文書1693・乙第158号証, 番号82)	22
41	日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話(文書1695・乙第67号証, 番号30)	23
42	宇山賠償部長と金在春中央情報部長および金溶植外務部長官との会談 (文書1721・乙第159号証, 番号84)	23
43	後宮アジア局長と斐韓国代表部大使との会談 (文書1724・乙第160号証, 番号85)	23
44	対韓借款実施機関に関する問題点 (文書1741・乙第161号証, 番号86)	24
45	日韓条約及び諸協定関係対米折衝 (各種会談:昭和35年) (文書1789・乙第164号証, 番号90)	24
46	日韓条約及び諸協定関係対米折衝 (各種会談:昭和36年) (文書1792・乙第165号証, 番号91)	24
47	日韓関係に関する在京米大使館の内話 (文書1796・乙第167号証, 番号93)	25
48	池田総理ハリマン國務次官補会談 (文書1798・乙第168号証, 番号94)	26
49	駐韓米大使の内話 (文書1803・乙第169号証, 番号95)	26
50	大平大臣, ラスク長官会談 (文書1805・乙第170号証, 番号96)	26
51	韓国情勢に関する在京米大使館よりの情報 (文書1808・乙第171号証, 番号97)	27
52	韓国政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談 (文書1809・乙第73号証, 番号238)	27
53	韓国情勢に関するアジア局参事官と在京米大使館書記官との会談 (文書18	

11・乙第172号証, 番号98)27
54 韓国政情に関する対米折衝 (文書1818・乙第173号証, 番号99)28
55 金中央情報部長訪日 (文書1820・乙第174号証, 番号100)28
56 金中央情報部長訪日 (文書1821・乙第175号証, 番号101)28
57 金中央情報部長訪米 (文書1823・乙第74号証, 番号102)29
58 大平外相と金韓国中央情報部長との会談 (第1回) (文書1824・乙第75号証, 番号39)29
59 池田総理・英外相会談 (文書1872・乙第176号証, 番号103)30
60 在京カナダ大使内話 (文書1874・乙第177号証, 番号104)30
61 日韓会談等に関する在外公館からの報告 (文書1876・乙第79号証, 番号106)30
62 日韓交渉の現状 (文書1879・乙第81号証, 番号45)31
63 日韓国交正常化交渉の記録 総説三 (文書1915・乙第84号証, 番号109)31

外務大臣は、今般、平成23年8月29日付け情報公開第01607号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（乙第414号証）をもって、本件不開示文書（369文書）のうち63文書に関する不開示決定を変更して追加開示決定を行い、原告らに対し、その旨を通知した（乙第414号証、以下「本件追加開示決定」という。）。

よって、被告は、本準備書面において、本件追加開示決定を行った経緯について説明するとともに、同決定によって新たに開示された文書の範囲等を明らかにする。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 本件追加開示決定に至る経緯等

原告らは、平成18年4月25日付けで、外務大臣に対し、法に基づき、訴状添付の別紙「請求文書目録」記載の文書について本件開示請求をした（甲第1号証）。本件対象文書の数は1916通であり、総開示実施ページ数は5万2696ページに及ぶものである。この点、外務大臣が平成18年1月1日から平成22年12月31日までの5年間に開示決定等をした行政文書開示請求案件（不存在又は存否応答拒否に係わる決定を除く。）の1件当たりの対象文書数は約12であることに鑑みれば、1件当たり1916通という本件対象文書の通数、分量が並外れて膨大であることが理解できる。

しかして、上記に伴い、本件訴訟の審理対象及び争点も膨大かつ広範囲に及ぶこととなったため、本件開示請求の担当課である外務省アジア大洋州局北東アジア課においては、本訴提起後も、迅速な訴訟進行に寄与するとともに、同課所管の事務を国民に説明する義務をより一層全うすべく（法1条）、本件対象文書の不開示事由該当性につき継続して精査していたが、同課は業務多忙な外務省の中でも慢性的に多忙を極める部署である上、現下の北東アジア情勢が複雑困難かつ高度の政治的、政策的配慮を要するものであったことなどから、上記の作業は困難を極め、今般、本件不開示文書の一部につき追加開示決定を行

う運びとなったものである。

第2 本件追加開示決定の内容等

本件追加開示決定の結果、本件対象文書(369文書)中の63の文書について変更決定がされ、うち21文書が全部開示、42文書が部分開示とされた。その内容は、以下のとおりである。

なお、部分開示とされた42文書のうちの20文書に残された不開示部分は、法5条1号又は2号に該当する情報が記載されていることを理由に不開示とされたものであるため、本件訴訟の対象外となる。

おって、本件追加開示決定を踏まえ、当初の不開示文書を一覧化した被告準備書面(12)添付の「別表」も改訂し、本準備書面末尾に添付した(同別表「追加開示の有無」欄に「全部開示済」とあるのは本件追加開示決定により全部開示とされた文書(21文書)であることを、同欄に「部分開示済」とあるのは同決定により部分開示とされた文書(42文書)であることを意味する。

また、本件追加開示決定により部分開示とされた文書のうち、当該表に係わる不開示部分がなくなった場合を「(注)」と、当該表に係わる不開示部分が引き続き残っている場合を「<注>」と分類・表記した。

1 沢田、林両国主席代表の会談(文書316・乙第23号証, 番号23)

文書316(乙第23号証)については、不開示理由2(該当条項:法5条3号,6号)に基づく不開示部分である59及び60ページ(被告準備書面(1)28及び29ページ)を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

2 抑留者相互釈放実施計画に関する日韓間第五打合せ会議(文書414・乙第88号証, 番号4)

文書414（乙第88号証）については、不開示理由2に基づく不開示部分である15ページ（－15－）右側の左から3行目から2行目までの約1行分（被告準備書面（4）11ページ）を追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

3 文化財保護委庶務課長来訪の件（文書574・乙第29号証，番号2）

文書574（乙第29号証）については、不開示理由5（該当条項：法5条6号）に基づく不開示部分である4ページの枠外に記載された文化財保護委員会の庶務課，会計課，局長室の各電話番号（被告準備書面（1）35及び36ページ）を追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

4 日韓交渉報告（基本関係部会）（文書692・乙第53号証，番号14）

文書692（乙第53号証）については、不開示理由3（該当条項：法5条3号）に基づく不開示部分である19ページ（－19－）の後ろから約3行分及び20ページ（－20－）の最初の約1行分（被告準備書面（2）25ページ）を追加開示し，全部開示とした。

したがって，本文書は，本件訴訟の対象外となる。

5 武内次官，崔徳新韓国親善使節団長会談記録（文書714・乙第28号証，番号4）

文書714（乙第28号証）については、不開示理由4（該当条項：法5条4号，6号）に基づく不開示部分である66ないし68ページ（被告準備書面（1）33及び34ページ）を追加開示し，全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

6 日韓漁業問題に関する韓国側解決案を報じた毎日新聞記事のニュースソース
(文書807・乙第90号証, 番号6)

文書807(乙第90号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である①3ページ(-3-)下から3行目から4行目までの約半行分及び②4ページ(-4-)枠外下2行分(被告準備書面(4)13ページ)をいずれも追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

7 現段階における日韓会談漁業委対策(文書813・乙第91号証, 番号7)

文書813(乙第91号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である2ページ(-2-)5行目(被告準備書面(4)13及び14ページ)を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

8 在日韓国人の法的地位に関する委員会第6回非公式会談(文書945・乙第92号証, 番号8)

文書945(乙第92号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である2ページ(-2-)上から2行目から4行目までの2行分(被告準備書面(4)14及び15ページ)を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

9 日韓会談第七回基本関係委員会議事要録・議事録(文書979・乙第45号証, 番号2)

文書979(乙第45号証)については、不開示理由3に基づく不開示部分

である12ページ（－12－）の最初の1行分（被告準備書面（2）13及び14ページ）を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

10 日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録（文書1046・乙第94号証，番号10）

乙第94号証のうち、番号10については、不開示理由2に基づく不開示部分である①10ページ（－10－）右から4行目から5行目までの約2行分及び②14ページ（－14－）右から3行目から5行目までの約3行目（被告準備書面（4）16及び17ページ）のうち②を追加開示した。なお、①は不開示を維持する。

乙第94号証のうち、番号30に係る不開示理由1に基づく不開示部分である①6ページ（－6－）1行目から5行目までの約4行分、②18ページ（－18－）5行目及び6行目の約2行分、③25ページ（－25－）4行目の11文字分、④38ページ（－38－）の上部欄外の13文字分（被告準備書面（6）28及び29ページ）は、いずれも不開示を維持する。

11 日韓国交正常化交渉の記録（再開第6次会談）（文書1126・乙第113号証，番号34）

文書1126（乙第113号証）については、不開示理由2に基づく不開示部分である①64ページ（－64－）上から4行分（被告準備書面（4）35及び36ページ）、②73ページ（－73－）約4行分及び③85ページ（－84－に「次頁不開示」と記載されている部分）（被告準備書面（7）41及び42ページ）のうち②及び③を追加開示した。なお、①は不開示を維持する。

12 日韓国交正常化交渉の記録（第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル）

(文書1127・乙第56号証, 番号18)

乙第56号証のうち, 番号18については, 不開示理由3に基づく不開示部分である①38ページ(11-37)の上から2行分(被告準備書面(4)36ページ), ②80ページ(-80-)6行目から9行目までの約3行分及び③81ページ(-81-)7行目から9行目(被告準備書面(7)42及び43ページ)をいずれも追加開示した。

なお, 乙第56号証のうち, 番号18に係る不開示理由3に基づく不開示部分である35ページ(-35-)及び36ページ(-36-)の部分(被告準備書面(2)30及び31ページ)は不開示を維持する。

13 日韓予備交渉(第49～50回会合)(文書1170・乙第98号証, 番号15)

文書1170(乙第98号証)については, 不開示理由2に基づく不開示部分である7ページ(-7-)下から2行目から8ページ(-8-)上から3行目(被告準備書面(4)21及び22ページ)を追加開示し, 全部開示とした。

したがって, 本文書は, 本件訴訟の対象外となる。

14 日韓会談請求権問題に関する非公式会談結果報告(文書1189・乙第100号証, 番号17)

文書1189(乙第100号証)について, 不開示理由2に基づく不開示部分である3ページ(-3-)右から2行目から4行目までの約3行分(被告準備書面(4)23及び24ページ)を追加開示し, 全部開示とした。

したがって, 本文書は, 本件訴訟の対象外となる。

15 在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決(文書1276・乙第120号証, 番号42)

文書1276（乙第120号証）については、不開示理由2に基づく不開示部分である7ページ（－7－）1行目から2行目までの約1行分及び同ページ3行目から6行目までの約3行分（被告準備書面（4）42ページ）を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

16 在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決（文書1277・乙第121号証，番号43）

文書1277（乙第121号証）については、不開示理由2に基づく不開示部分である8ページ（－8－）右から2行目から3行目の約1行分（被告準備書面（4）42及び43ページ）を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

17 日韓間抑留者相互釈放問題（文書1296・乙第122号証，番号44）

乙第121号証のうち、番号44については、不開示理由2に基づく不開示部分である7ページ（－7－）右から6行目から9行目までの約3行分（被告準備書面（4）43及び44ページ）を追加開示した。

乙第122号証のうち、番号125に係る不開示理由1に基づく不開示部分である8ページ（－8－）2行目から5行目までの約3行分（被告準備書面（7）57及び58ページ）は不開示を維持する。

18 対韓経済協力実施上の問題点について（文書1364・乙第284号証，番号139）

文書1364（乙284号証）については、不開示理由1に基づく不開示部分である①3ページ（－3－）5か所，②4ページ（－4－）6か所，③5ページ（－5－）2か所，④6ページ（－6－）1か所，⑤7ページ（－7－）

2か所及び⑥8ページ(－8－)2か所(被告準備書面(8)19及び20ページ)のいずれも追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

19 対韓経済協力について(文書1371・乙第289号証, 番号144)

文書1371(乙第289号証)については、不開示理由1に基づく不開示部分である①4ページ(－4－)6か所、②5ページ(－5－)2か所及び③6ページ(－6－)4か所(被告準備書面(8)24及び25ページ)のうち、①のうち4か所及び③のうち4か所を追加開示した。なお、①の2か所及び②は不開示を維持する。

20 日韓会談に対する韓国首席代表の考え方(文書1409・乙第128号証, 番号51)

文書1409(乙第128号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である7ページ(－7－)下から4行分(被告準備書面(4)48及び49ページ)を追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号又は2号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

21 高杉代表の発言問題(文書1422・乙第130号証, 番号53)

文書1422(乙第130号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である①29ページ(－29－)2行目から3行目まで及び②32ページ(－32－)9行目から10行目まで(被告準備書面(4)50及び51ページ)をいずれも追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号又は2号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

22 日韓会談に関する韓国紙の観測（文書1424・乙第131号証, 番号54）

文書1424（乙第131号証）については、不開示理由2に基づく不開示部分である①51ページ（－51－）左から2行分、②53ページ（－53－）左から2行目分及び③56ページ（－56－）右から3行目から6行目までの3行分（被告準備書面（4）51ページ）をいずれも追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号又は2号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

23 第7次漁業交渉 資料20 漁業協定関係疑問擬答（文書1457・乙第60号証, 番号23）

文書1457（乙第60号証）については、不開示理由3に基づく不開示部分である23ページ（－23－）の「答」2行目から4行目の約2行分（被告準備書面（3）10及び11ページ）を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

24 藤山大臣、ダレス國務長官会談（文書1484・乙第133号証, 番号56）

文書1484（乙第86号証）については、不開示理由2に基づく不開示部分である①2ページ（－2－）の約8行分及び②9ページ（－9－）の約7行分（被告準備書面（5）12及び13ページ）をいずれも追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

25 國務次官補に対する要望事項（文書1485・乙第134号証, 番号57）

文書1485（乙第134号証）については、不開示理由2に基づく不開示部分である11ページ（－11－）の約1行分（被告準備書面（5）12及び

13ページ)を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

26 アジア局執務月報(抄) (昭和33年2~12月) (文書1515・乙第135号証, 番号58)

文書1515(乙第135号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である①21ページ(-21-)の約9行分、②26ページ(-26-)の約9行分、③31ページ(-31-)の約4行分及び④35ページ(-35-)の約3行分(被告準備書面(5)13及び14ページ)をいずれも追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号又は2号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

27 韓国向け冷凍貨物船輸出(文書1604・乙第139号証, 番号62)

文書1604(乙第139号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である①5ページ(-5-)下から2行目から6ページ(-6-)9行目までの約11行分、②7ページ(-7-)の約5行分、③8ページ(-8-)上から3行目及び4行目の約2行分及び④15ページ(-15-)下から2行目から16ページ(-16-)上から2行目までの約4行分(被告準備書面(5)18及び19ページ)をいずれも追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号又は2号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

28 海産物の韓国よりの輸入および漁船の対韓輸出の現状(文書1606・乙第140号証, 番号63)

文書1606(乙第140号証)については、不開示理由2に基づく不開示

部分である3ページ（－3－）下から2行目から4ページ（－4－）上から4行目までの約6行分（被告準備書面（5）19及び20ページ）を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

29 日韓問題に関する各種会談（文書1618・乙第143号証，番号66）

乙第143号証のうち，番号66については，不開示理由2に基づく不開示部分である①109ページ（－109－）最終行から110ページ（－109－に「次頁不開示」と記載されている部分）の約2行分，②179ページ（－178－）上から2行目から5行目までの約3行分，③187ページ（－186－）最終行から188ページ（－188－）上から4行目までの約4行分，④265ページ（－264－）の約3行分及び⑤292ページ（－290－）の欄外（被告準備書面（5）21及び22ページ）のうち，①，③，⑤を追加開示した。なお，②，④は不開示を維持する。

乙第143号証のうち，番号178に係る不開示理由1に基づく不開示部分である①202ページ（－201－）約4行分，203ページ（－202－）約1行分，②270ページ（－269－）約9行分，271ページ（－269－に「次頁不開示」と記載されている部分），272ページ（－270－）7行分（なお，－270－の不開示部分1か所は法5条1号による不開示部分であり，本件訴訟の対象外），③276ページ（－274－）最終行から277ページ（－275－）1行目まで，④300ページ（－298－）約3行分，⑤311ページ（－309－）約7行分，⑥344ページ（－342－）最終行及び345ないし348ページ（－342－に「次頁以下4頁不開示」と記載されている部分），⑦363ページ（－357－）9行分（被告準備書面（8）54ページにある「4行分」の記載は誤植であり，「9行分」に訂正する。）並びに364ページ及び365ページ（－357－に「次頁以下2頁不開示」

と記載されている部分), ⑧386ページ(−378−)約7行分(被告準備書面(8)53ないし55ページ)は, いずれも不開示を維持する。

30 日韓両国間の基本関係調整に関する方針(昭和26年10月)(文書1627・乙第145号証, 番号68)

乙第145号証のうち, 番号68については, 不開示理由2に基づく不開示部分である①2ページ(−2−)1行目から2行目までの約2行分, ②5ページ(−5−)の左から3行目及び2行目の約2行分, ③6ページ(−6−)の右から4行目及び5行目の約2行分, ④10ページ(−10−)右から6行目及び7行目の約1行分(被告準備書面(5)23及び24ページ)のうち, ①, ②を追加開示した。なお, ③, ④は不開示を維持する。

乙第145号証のうち, 番号182に係る不開示理由1に基づく不開示部分である①3ページ(−3−)約2行分, ②4ページ(−4−)約3行分, ③7ページ(−7−)2行分ほか2か所, ④8ページ(−8−)約2行分, ⑤11ページ(−11−)約4行分, ⑥12ページ(−12−)3行分(被告準備書面(8)59及び60ページ)のうち, ①, ③の2行分を追加開示した。なお, ②, ③の2か所及び④ないし⑥は不開示を維持する。

31 日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項(昭和26年11月)(文書1629・乙第146号証, 番号69)

乙第146号証のうち, 番号69については, 不開示理由2に基づく不開示部分である①3ページ(−3−)右から4行目(被告準備書面(5)24ページにある「3行目」の記載は誤植であり, 「4行目」に訂正する。)から5行目までの約2行分及び②4ページ(−4−)左から2行目及び1行目の約2行分(被告準備書面(5)24及び25ページ)をいずれも追加開示した。

乙第146号証のうち, 番号184に係る不開示理由1に基づく不開示部分

である①1ページ(－1－)中段約3行分、左段約2行分、2ページ(－2－)1行分、②3ページ(－3－)5行目、6行目及び③5ページ(－5－)7行分並びに6ページ及び7ページ(－5－に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)(被告準備書面(8)61及び62ページ)のうち、②を追加開示した。なお、①、③は不開示を維持する。

32 日韓問題に関する定例打合会(第1～8回)(昭和26年12月)(文書1631・乙第147号証, 番号70)

文書1631(乙第147号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である①10ページ(－10－)右から7行目から9行目までの約3行分及び10ページ最終行から11ページ(－11－)1行目までの約2行分、②14ページ(－14－)最終行から15ページ(－15－)1行目までの約1行分、③17ページ(－17－)7行目及び8行目の約2行分、同ページ12行目及び13行目の約1行分、18ページ(－18－)3行目から5行目までの約3行分、④31ページ(－31－)の約1行分及び⑤32ページ(－32－)右から4行目の5文字分(被告準備書面(5)25及び26ページ)のうち、①、②、⑤を追加開示した。なお、③、④は不開示を維持する。

33 日本側代表団打合せ(第3回)(昭和27年3月)(文書1638・乙第150号証, 番号73)

文書1638(乙第150号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である27ないし31ページ(－26－に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分)(被告準備書面(5)28及び29ページ)を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

34 柳参事官と会談（文書1670・乙第151号証，番号74）

文書1670（乙第151号証）については，不開示理由2に基づく不開示部分である①14ページ（－14－）の枠外に記載された手書き10文字分及び②223ページ（－223－）2行目から3行目の約1行分（被告準備書面（5）25及び26ページ）をいずれも追加開示した。

残された不開示部分は，法5条1号に該当する情報であって，本件訴訟の対象外である。

35 北東アジア課長と在京米大使館書記官との会談（文書1678・乙第152号証，番号75）

文書1678（乙第152号証）については，不開示理由2に基づく不開示部分である18ページ（－18－）1行目から5行目までの約5行分（被告準備書面（5）30及び31ページ）を追加開示した。

残された不開示部分は，法5条1号に該当する情報であるため，本件訴訟の対象外である。

36 外務次官と前駐韓米大使との会談（文書1682・乙第153号証，番号76）

文書1682（乙第153号証）については，不開示理由2に基づく不開示部分である7ページ（－7－）2行目から4行目までの約3行分（被告準備書面（5）31及び32ページ）を追加開示し，全部開示とした。

したがって，本文書は，本件訴訟の対象外となる。

37 バーネット国務次官補代理の内話（文書1684・乙第154号証，番号77）

文書1684（乙第154号証）については，不開示理由2に基づく不開示

部分である4ページ(−4−)19行目及び20行目の約2行分(被告準備書面(5)32ページ)を追加開示した。

なお、不開示理由1に基づく不開示部分である3ページ(−3−)5行目から12行目までの約7行分(被告準備書面(9)7及び8ページ)は不開示を維持する。

38 バンディ米国務次官補との会談(文書1685・乙第155号証, 番号78)

文書1685(乙第154号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である6ページ(−6−)8行目から9行目の約1行分(被告準備書面(5)32及び33ページ)を追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

39 北東アジア課長と在京米大使館書記官との会談(文書1691・乙第157号証, 番号81)

文書1691(乙第157号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である14ページ(−14−)10行目から15ページ(−15−)7行目までの約9行分(被告準備書面(5)35及び36ページ)を追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であって、本件訴訟の対象外である。

40 外務審議官と在韓米大使館参事官との会談(文書1693・乙第158号証, 番号82)

文書1693(乙第158号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である7ページ(−7−)7行目から8ページ(−8−)3行目までの約7行分(被告準備書面(5)36ページ)を追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であって、本件訴訟の対象外である。

41 日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話(文書1695・乙第67号証, 番号30)

文書1695(乙第67号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である18ページ(―18―)8行目から14行目までの約6行分(被告準備書面(5)37ページ)を追加開示した。

不開示理由3に基づく不開示部分である①19及び20ページ(―18―に「次頁以下2頁不開示」と記載された部分)及び②21ページ(―19―)下から3行目から22ページ(―20―)下から4行目までの約18行分(被告準備書面(3)18及び19ページ)は、いずれも不開示を維持する。

42 宇山賠償部長と金在春中央情報部長および金溶植外務部長官との会談(文書1721・乙第159号証, 番号84)

文書1721(乙第161号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である5ページ(―5―)10行目から13行目までの約4行分(被告準備書面(5)37及び38ページ)を追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号又は2号に該当する情報であって、本件訴訟の対象外である。

43 後宮アジア局長と裴韓国代表部大使との会談(文書1724・乙第160号証, 番号85)

文書1724(乙第160号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である①14ページ(―14―)7行目及び8行目の約2行分、同ページ11行目から13行目までの約3行分、及び、②23ページ(―23―)9行

目及び10行目の約2行分（被告準備書面（5）38及び39ページ）をいずれも追加開示した。

残された不開示部分は、法5条2号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

44 対韓借款実施機関に関する問題点（文書1741・乙第161号証，番号86）

文書1741（乙第163号証）については、不開示理由2に基づく不開示部分である3ページ（-3-）1行目から4行目までの約3行分（被告準備書面（5）39及び40ページ）を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

45 日韓条約及び諸協定関係対米折衝（各種会談：昭和35年）（文書1789・乙第164号証，番号90）

文書1789（乙第164号証）については、不開示理由2に基づく不開示部分である①73ページ（-73-）欄外約4行分，②77ページ（-77-）11行目（行頭の小不開示部分を除く）から78ページ（-78-）1行目までの約3行分，③83ページ（-83-）3行目から84ページ（-84-）12行目までの約22行分（但し，3行目の一部分を除く。）及び④95ページ（-95-）6行目（行頭の小不開示部分を除く）及び7行目の約2行分（被告準備書面（5）43及び44ページ）をいずれも追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

46 日韓条約及び諸協定関係対米折衝（各種会談：昭和36年）（文書1792・乙第165号証，番号91）

乙第165号証のうち、番号91については、不開示理由2に基づく不開示部分である85ページ（－85－）6行目から7行目までの約2行分（被告準備書面（5）44及び45ページ）を追加開示した。

乙第165号証のうち、番号229に係る不開示理由1に基づく不開示部分である①102ページ（－102－）2行目から7行目まで、②122ページ（－122－）2か所、③123ページ（－123－）11行目から124ページ（－124－）1行目まで（被告準備書面（9）36及び37ページ）は、いずれも不開示を維持する。

47 日韓関係に関する在京米大使館の内話（文書1796・乙第167号証、番号93）

乙第167号証のうち、番号93については、不開示理由2に基づく不開示部分である①16ページ（－16－）6行目から18ページ（－17－）3行目までの約2ページ分（－16－に「次頁不開示」と記載されている部分を含む）、②18ページ10行目から19ページ（－18－）8行目までの約9行分、同ページ10行目の約1行分、20ページ（－19－）4行目から5行目までの約2行分、21ページ（－20－）9行目から22ページ（－20－に「次頁不開示」と記されている部分）、③27ページ（－25－）10行目から28ページ（－26－）2行目までの約4行分、④35ページ（－33－）の約3行分及び⑤48ページ（－46－）最終行から49ページ（－47－）2行目までの約2行分、同ページ6行目から9行目までの約4行分（被告準備書面（5）45ないし47ページ）のうち、②、③、④、⑤を追加開示した。なお、①は不開示を維持する。

乙第167号証のうち、番号231にかかる不開示理由1に基づく不開示部分である①24ページ（－22－）3行目から4行目までの約2行分、②25ページ（－23－）8行目から9行目までの約2行分（被告準備書面（9）3

8及び39ページ)は、いずれも不開示を維持する。

48 池田総理ハリマン国務次官補会談 (文書1798・乙第168号証, 番号94)

乙第168号証のうち、番号94については、不開示理由2に基づく不開示部分である5ページ(−5−)8行目から6ページ(−6−)1行目までの約4行分及び同ページ8行目から最終行までの約3行分(被告準備書面(5)47及び48ページ)を追加開示した。

乙第168号証のうち、番号232に係る不開示理由1に基づく不開示部分である①10ページ(−10−)5行目から6行目までの約2行分、②11ページ(−11−)6行目から9行目までの4行分(被告準備書面(9)39及び40ページ)は、いずれも不開示を維持する。

49 駐韓米大使の内話 (文書1803・乙第169号証, 番号95)

文書1803(乙第169号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である4ページ(−4−)5行目から6行目までの約2行分(被告準備書面(5)43及び44ページ)を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

50 大平大臣、ラスク長官会談 (文書1805・乙第170号証, 番号96)

文書1805(乙第170号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である①11ページ(−11−)最終行から13ページ(−12−)11行目までの約1ページと12行分(−11−に「次頁不開示」と記されている部分を含む)、②15ページ(−14−)16行目から16ページ(−15−)6行目までの約10行分、③16ページ13行目から最終行までの約8行分、17ページ(−16−)6行目から13行目までの約7行分、④18ページ(−

17-1) 4行目から16行までの約13行分、⑤28ページ(27-1)最終行から31ページ(28-1)3行目までの約2ページと4行分(27-1に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分を含む。)(被告準備書面(5)48及び49ページ)のうち、①、③、⑤を追加開示した。なお、②、④は不開示を維持する。

51 韓国情勢に関する在京米大使館よりの情報 (文書1808・乙第171号証, 番号97)

文書1808(乙第171号証)については、不開示理由2に基づく不開示部分である52及び53ページ(51-1に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分)(被告準備書面(5)50ページ)を追加開示した。

残された不開示部分は、法5条1号に該当する情報であるため、本件訴訟の対象外である。

52 韓国政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談 (文書1809・乙第73号証, 番号238)

乙第73号証のうち、番号238に係る不開示理由1に基づく不開示部分である13ページ(13-1)21行目から22行目までの約半行分(被告準備書面(9)43及び44ページ)は、文書1879(乙第81号証)の45ページで開示されていることから追加開示した。

乙第73号証のうち、番号36に係る不開示理由3に基づく不開示部分である16ページ(16-1)下から9行目から8行目までの約1行分、下から6行目及び同4行目のいずれも1単語(被告準備書面(3)26及び27ページ)は不開示を維持する。

53 韓国情勢に関するアジア局参事官と在京米大使館書記官との会談 (文書18

11・乙第172号証, 番号98)

文書1811 (乙第172号証) については, 不開示理由2に基づく不開示部分である3ページ(-3-) 7行目から9行目までの約3行分(被告準備書面(5)50及び51ページ)を追加開示した。

残された不開示部分は, 法5条1号に該当する情報であるため, 本件訴訟の対象外である。

54 韓国政情に関する対米折衝 (文書1818・乙第173号証, 番号99)

文書1818 (乙第173号証) については, 不開示理由2に基づく不開示部分である82ページ(-82-) 8行目から11行目までの約3行分(被告準備書面(5)51及び52ページ)を追加開示した。

残された不開示部分は, 法5条1号に該当する情報であるため, 本件訴訟の対象外である。

55 金中央情報部長訪日 (文書1820・乙第174号証, 番号100)

文書1820 (乙第177号証) については, 不開示理由2に基づく不開示部分である①1ないし5ページ(-1-に「前5頁分不開示」と記載されている部分)及び②16ないし20ページ(-10-に「次頁以下5頁不開示」と記載されている部分)(被告準備書面(5)51及び52ページ)を追加開示した。

残された不開示部分は, 法5条1号に該当する情報であるため, 本件訴訟の対象外である。

56 金中央情報部長訪日 (文書1821・乙第175号証, 番号101)

乙第175号証のうち, 番号101については, 不開示理由2に基づく不開示部分である①26ページ(-26-) 2行目から3行目までの6文字(被告

準備書面（５）５３ページにある「７文字」の記載は誤植であり、「６文字」に訂正する。）及び②５１ページ（－５１－）２行目の６文字分（被告準備書面（５）５３ページにある「７文字」の記載は誤植であり、「６文字」に訂正する。）（被告準備書面（５）５２及び５３ページ）をいずれも追加開示した。

乙第１７５号証のうち、番号２３９に係る不開示理由１に基づく不開示部分である①２３ページ（－２３－）５行目から末行まで、２４ページ（－２４－）１行目及び②４９ページ（－４９－）２行目から８行目までの約７行分（同一内容）（被告準備書面（９）４４及び４５ページ）は不開示を維持する。

57 金中央情報部長訪米（文書１８２３・乙第７４号証、番号１０２）

乙第７４号証のうち、番号１０２については、不開示理由２に基づく不開示部分である①１ないし５ページ（－１－に「前５頁不開示」と記載されている部分）並びに②１０ページ（－５－）最終行及び１１ページ（－６－に「次頁不開示」と記載されている部分）（被告準備書面（５）５３及び５４ページ）をいずれも追加開示した。

乙第７４号証のうち、番号３８に係る不開示理由３に基づく不開示部分である２２ページ（－１５－）上から２行目から６行目までの約５行分（被告準備書面（３）２９及び３０ページ）は不開示を維持する。

58 大平外相と金韓国中央情報部長との会談（第１回）（文書１８２４・乙第７５号証、番号３９）

乙第７５号証のうち、番号３９については、不開示理由３に基づく不開示部分である①１５ページ（－１４－に「次頁不開示」と記載された部分）、②３１ページ（－３０－）１行目から４行目までの約４行分及び③９２ページ（－９１－）下から１行目から９３ページ（－９２－）上から１行目までの約２行分（被告準備書面（３）３１及び３２ページ）のうち、③を追加開示した。な

お、①、②は不開示を維持する。

乙第75号証のうち、番号240に係る不開示理由1に基づく不開示部分である①4ページ（-4-）枠外1か所、②88ページ（-87-）1か所、③98ページ（-97-）10行目から99ページ（-98-）1行目まで、④99ページ（-98-）9行目から100ページ（-99-）1行目まで（被告準備書面（9）45及び46ページ）は、いずれも不開示を維持する。

59 池田総理・英外相会談（文書1872・乙第176号証、番号103）

文書1872（乙第176号証）については、不開示理由2に基づく不開示部分である①3ページ（-3-）1行目から2行目までの約2行分、②3ページ10行目から11行目までの約1行分、③3ページ14行目から15行目までの2行分及び④4ページ（-4-）4行目から7行目までの約3行分（被告準備書面（5）54及び55ページ）をいずれも追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

60 在京カナダ大使内話（文書1874・乙第177号証、番号104）

文書1874（乙第177号証）については、不開示理由2に基づく不開示部分である2ページ（-2-）10行目から3ページ（-3-）6行目までの8行分（被告準備書面（5）55及び56ページ）を追加開示し、全部開示とした。

したがって、本文書は、本件訴訟の対象外となる。

61 日韓会談等に関する在外公館からの報告（文書1876・乙第79号証、番号106）

乙第79号証のうち、番号106については、不開示理由2に基づく不開示部分である①1ページ（-1-）（被告準備書面（5）56ページにある「（-

11-1)」の記載は誤植であり、「(-1-)」に訂正する。)本文5行目の8文字,同ページ本文7行目の約1行分,同ページ本文8行目から2ページ(-2-1)1行目までの約2行分,②22ページ(-19-)本文10行目から23ページ(-20-)2行目までの約3行分,③28ページ(-25-)本文9行目及び10行目の約2行分,④35ページ(-32-)本文1行目の5文字,同ページ本文2行目の3文字及び37ページ(-34-)1行目の8文字,⑤49ページ(-46-)最終行から50ページ(-47-)1行目までの約1行分,並びに,⑥55ページ(-52-)3行目から4行目の5文字(被告準備書面(5)56ないし58ページ)をいずれも追加開示した。

乙第79号証のうち,番号43に係る不開示理由3に基づく不開示部分である4ないし6ページ(-3-に「次頁以下3頁不開示」と記載された部分)(被告準備書面(3)35及び36ページ)は不開示を維持する。

62 日韓交渉の現状(文書1879・乙第81号証,番号45)

文書1879(乙第81号証)につき,不開示理由3に基づく不開示部分である48ページ(-48-)下から9行目から1行目までの約8行分(被告準備書面(3)37及び38ページ)は,文書1809(乙第73号証)の16ページの開示部分に合わせて追加開示した。

63 日韓国交正常化交渉の記録 総説三(文書1915・乙第84号証,番号109)

乙第84号証のうち,番号109については,不開示理由2に基づく不開示部分である①229ページ(-229-)1行目から2行目までの約1行分,②241ページ(-241-)4行目の5文字及び③242ページ(-242-)最終行の約1行分,243及び244ページ(-242-に「以下2頁不開示」と記載されている部分,被告準備書面(5)61ページ)のうち,①,

②を追加開示した。他方、③は不開示を維持する。

乙第84号証のうち、番号48に係る不開示理由3に基づく不開示部分である240ページ（-240-）「三 長期的対策」の項の右から6行目の一部（被告準備書面（3）40及び41ページ）は、不開示を維持する。

おって、乙第84号証、番号258に係る不開示理由1に基づく不開示部分である①113ページ（-113-）5行目から6行目まで、②114ページ（-114-）4行目、③114ページ（-114-）5行目から7行目まで、④123ページ（-123-）8行目から124ページ（-124-）3行目まで、⑤128ページ（-128-）1か所、155ページ（-155-）1か所、⑥130ページ（-130-）5行目から8行目まで、⑦173ページ（-173-）3か所（被告準備書面（9）62ないし64ページ）は、いずれも不開示を維持する。

以上